

監査公表第20号（平成24年3月2日、県公報第3370号登載）

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

- (1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関並びに警察本部関係機関の33機関
- (2) 監査対象期間：平成23年3月1日又は平成23年4月1日から監査実施日まで
- (3) 監査実施日：平成23年9月1日～平成23年10月28日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
糸島保健福祉事務所	平成23年3月1日から 平成23年9月16日まで	平成23年9月16日
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	平成23年4月1日から 平成23年10月12日まで	平成23年10月12日
田川保健福祉事務所	平成23年3月1日から 平成23年9月20日まで	平成23年9月20日
南筑後保健福祉環境事務所	平成23年3月1日から 平成23年9月8日まで	平成23年9月8日
京築保健福祉環境事務所	平成23年3月1日から 平成23年9月22日まで	平成23年9月22日
福岡中小企業振興事務所	平成23年4月1日から 平成23年10月24日まで	平成23年10月24日
久留米中小企業振興事務所	平成23年4月1日から 平成23年10月19日まで	平成23年10月19日
工業技術センター	平成23年4月1日から 平成23年10月27日まで	平成23年10月27日
生物食品研究所	平成23年4月1日から 平成23年10月19日まで	平成23年10月19日
インテリア研究所	平成23年4月1日から 平成23年10月21日まで	平成23年10月21日
機械電子研究所	平成23年4月1日から 平成23年10月28日まで	平成23年10月28日
福岡教育事務所	平成23年3月1日から 平成23年9月7日まで	平成23年9月7日
北九州教育事務所	平成23年3月1日から 平成23年9月27日まで	平成23年9月27日
北筑後教育事務所	平成23年3月1日から 平成23年9月14日まで	平成23年9月14日
図書館	平成23年4月1日から 平成23年10月26日まで	平成23年10月26日
少年自然の家「玄海の家」	平成23年3月1日から 平成23年9月9日まで	平成23年9月9日
福岡視覚特別支援学校	平成23年4月1日から 平成23年10月14日まで	平成23年10月14日
機動捜査隊	平成23年3月1日から 平成23年9月28日まで	平成23年9月28日
高速道路交通警察隊	平成23年3月1日から 平成23年9月29日まで	平成23年9月29日
第一機動隊	平成23年3月1日から 平成23年9月30日まで	平成23年9月30日
中央警察署	平成23年4月1日から 平成23年10月3日まで	平成23年10月3日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
西 警 察 署	平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 10 月 4 日 まで	平成 23 年 10 月 4 日
粕 屋 警 察 署	平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 10 月 5 日 まで	平成 23 年 10 月 5 日
筑 紫 野 警 察 署	平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 10 月 6 日 まで	平成 23 年 10 月 6 日
福 岡 空 港 警 察 署	平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 10 月 7 日 まで	平成 23 年 10 月 7 日
折 尾 警 察 署	平成 23 年 3 月 1 日 から 平成 23 年 9 月 1 日 まで	平成 23 年 9 月 1 日
門 司 警 察 署	平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 10 月 13 日 まで	平成 23 年 10 月 13 日
豊 前 警 察 署	平成 23 年 3 月 1 日 から 平成 23 年 9 月 21 日 まで	平成 23 年 9 月 21 日
嘉 麻 警 察 署	平成 23 年 3 月 1 日 から 平成 23 年 9 月 2 日 まで	平成 23 年 9 月 2 日
田 川 警 察 署	平成 23 年 3 月 1 日 から 平成 23 年 9 月 13 日 まで	平成 23 年 9 月 13 日
筑 後 警 察 署	平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 10 月 18 日 まで	平成 23 年 10 月 18 日
八 女 警 察 署	平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 10 月 17 日 まで	平成 23 年 10 月 17 日
大 牟 田 警 察 署	平成 23 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 10 月 20 日 まで	平成 23 年 10 月 20 日

2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等 9 支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は調査した範囲において、適正に執行されていた。